

令和元年第3回（5月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和元年5月14日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 議席の変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第54号、議案第55号
- 第 6 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第54号、議案第55号
- 第 7 発議案第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	後藤 勇典 君	2番	伊藤 剛 君
3番	佐々木 ひとみ 君	4番	宇治 沙耶花 君
5番	室岡 啓史 君	6番	広瀬 大海 君
7番	上杉 育子 君	8番	稲辺 茂樹 君
9番	山田 伸之 君	10番	荒井 眞理 君
11番	駒形 信雄 君	12番	渡辺 慎一 君
13番	坂下 善英 君	14番	金田 淳一 君
15番	中村 良夫 君	16番	岩崎 隆寿 君
17番	佐藤 孝 君	18番	祝 優雄 君
19番	近藤 和義 君	20番	竹内 道廣 君
21番	中川 直美 君	22番	猪股 文彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 三浦 基裕 君
副市長（兼 総務部長） 藤木 則夫 君
（兼 事務取扱）

副市長 (兼建設部長 事務取扱)	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
企画部長 (兼企長)	猪股雄司君	市民福祉部長 (兼市民生活課長)	後藤友二君
産業観光部長 (兼産世推長)	坂田和三君	教育委員会 教育総務課長	渡邊裕次君
総務課長 (兼選管委員局長)	中川宏君	企画財政部長 財政課長	磯部伸浩君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回5月佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議席の変更

○議長（猪股文彦君） 日程第1、議席の変更を議題といたします。

4月21日執行の佐渡市議会議員補欠選挙において当選されました後藤勇典君、伊藤剛君、佐々木ひとみさん、稲辺茂樹君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。

その議席番号及び氏名を事務局長において朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、お手元の資料に基づきまして、変更になりました議席番号、氏名を朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

1番	後藤勇典	2番	伊藤剛
3番	佐々木ひとみ	4番	宇治沙耶花
5番	室岡啓史	6番	広瀬大海
7番	上杉育子	8番	稲辺茂樹
9番	山田伸之	10番	荒井真理
11番	駒形信雄	12番	渡辺慎一
13番	坂下善英	14番	金田淳一
15番	中村良夫	16番	岩崎隆寿
17番	佐藤孝	18番	祝優雄
19番	近藤和義	20番	竹内道廣
21番	中川直美	22番	猪股文彦

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読させたとおり、議席を変更することに決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（猪股文彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、6番、広瀬大海君及び8番、稲辺茂樹君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（猪股文彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る5月10日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、ご報告します。

会期は、本日1日とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、諸般の報告を行います。その後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、総務文教常任委員会の審査に入ります。総務文教常任委員会の審査が終了次第、委員会審査報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。なお、本会議の再開時間は、総務文教常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知します。本会議再開後は、委員長の報告、採決の後、発議案の上程、採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

初めに、閉会中の議員の辞職について申し上げます。3月22日付で北啓議員及び中川隆一議員より議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

次に、4月24日付で渡辺慎一君から議会報編集特別委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

次に、議会人事に係る報告をいたします。常任委員、議会運営委員、議会報編集特別委員、航路問題に関する調査特別委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付した資料のとおり指名いたしました。

これよりその氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、常任委員、議会運営委員及び特別委員の氏名につきまして朗読いた

します。敬称は省略させていただきます。

総務文教常任委員会委員

後藤 勇典

市民厚生常任委員会委員

佐々木 ひとみ

産業建設常任委員会委員

伊藤 剛 稲辺 茂樹

議会運営委員会委員

坂下 善英

議会報編集特別委員会委員

後藤 勇典 室岡 啓史

航路問題に関する調査特別委員会委員

岩崎 隆寿

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 次に、去る5月7日に議会報編集特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、議会報編集特別委員会の委員長並びに副委員長につきまして朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

委員長 宇治 沙耶花

副委員長 上杉 育子

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第54号、議案第55号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議案第54号及び議案第55号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第54号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、令和元年6月1日から本市の組織について部制から課制とするため、本条例の全部を改正し、あわせて関係条例の一部を改正するものです。

議案第55号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ478万2,000円を追加するものです。補正内容は、4月21日に執行された佐渡市議会議員補欠選挙結果等により、歳出では議員報酬及び政務活動費などの経費を追加計上し、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第54号 佐渡市行政組織条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 今回組織改編をされるということで議案が上程されていますけれども、これがどう
いう総括のもとにこれを行われたのかということ、説明していただくこの資料の中にはそういうことは書
いていないので、それを知りたいと思います。

それから、この組織改編の目的が何なのかということ。というのは、大体組織改編というのはこれから
例えば将来ビジョンとか大きい計画を変えるということに伴って組織改編というのはなされるのかなと思
うのですが、そういうことと関連しての組織改編なのか、その組織改編の目的が何かということを見せて
ください。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今回の部制廃止につきましては、以前の課制に戻すということにつきましては、昨
年12月定例会におきまして議会発議、議員発議に伴う決議の内容を受けとめて、対応させていただいたも
のでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（三浦基裕君） 今説明させていただいた部分が目的の全てでございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） その目的はわかりましたけれども、これが将来ビジョンとか大きい計画と結びつ
いているものなのか、いや、それは考えていませんということなのか。

それから、組織改編をされるというときには、私は、議会が今まで指摘してこられた、例えばこれは12月
議会で決議されたことを踏まえてということであれば、例えば副市長の2人制について、議会は今の副市
長2人制は機能していないということを指摘していますけれども、このこと、先ほど総括はどうされたの
かとお聞きしたのは、そのことは今回お考えにならなかったのかということもお聞きしたいのです。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 副市長2人制については、昨年春に議員発議で出ました。そのときについて、この
任期の間についてはこの限りではないという条項がついておりますし、副市長2人制、部制についても、
執行部側としては、機能していないという判断はこれまでもしておりませんでしたし、現在も機能はして
いるものと思っております。ただ、今回部制の廃止につきましては、議会の全会一致の決議ということ
を受けとめて、改正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） まず1つ、今の質疑とも関連をいたしますが、確かに議会は部制が余り機能してい
ないのではないか、仕事の遂行においてもやっぱり問題があるのではないかとということで議会は先ほど市
長が述べたような全会一致の決議をしたわけなのですが、だからやったという開き直ったような言い方な
のだけれども、それはわかるのだけれども、市長としてはそうではないという言い方をしていたとは思
うのだけれども、しかしそうはいつでも課制に変えるに当たってはやっぱり、議会がやれと言うから、やる

のだけれども、知恵を使ったというところが私はあるのだろうというふうに思うのだけれども、その辺はどうなのか。

2つ目、今年度教育委員会はもう既に4月から課が1つふえているのと、もう一つは、今回の条例の中にも入ってくるわけですが、支所長、行政サービスセンター長の地区教育事務所の兼務のこと、これが、この規則の全部改正も含めて見ると、全く表記がされていませんが、どうなのかということです。具体的に言いますと、地区教育事務所は、組織規則の第13条で、別に定めるということになっています。では、同じような金井地区の支援室は総務課に所属をして、規則も別表になっていますし、支所の連携を図るようというように定められているのだけれども、これは一体どういうことなのか、お尋ねをします。

もう一点です。支所長と、ここにあれが出ていますよね。別表第4がありますね。ありますが、センター長で困難な業務または高度の知識をもしくはというところがありますが、以前はセンター長と支所長は差があったように私は思っているのですが、今回から横並びになったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 私のほうからまず最初のほうの質問に答えさせていただきます。

まず、議会決議を踏まえまして、一旦部制をスタートさせていただいた、その前の組織体制にそのまま戻そうということを経営で検討して、判断させていただいたものでございます。

2つ目については、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） お答えさせていただきます。

今回配付いたしました資料は、今回上程しております条例案に関する資料でございます。したがって、改正前後ということですので、5月31日と6月1日の違いということで記載しております。今回上程されている議案がこの条例案に関する審議というふうに承っておりますので、今回資料を用意させていただきました。そのほかの4月1日のことにつきましては、これまで全協等で説明したとおりでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今の言い方でいうと、議案対象は条例案だから、全部改正の規則については何ら問題がないので、説明をしないというふうに私はとったの。だけれども、そういうことですか。そうではなくて、組織というのは大事なもののなのです。地方自治法にも組織のあり方については簡素で効率的な組織をつくるということに法では定められていますし、そういう点でいうと、従来の組織と大きな違いでいうと、支所長が各地区の教育事務所長を兼務するのか、事務委任なのかどうなのかということは、この間もずっとやってきているではないですか。そうすると、例えば言いますよ。支所長、これは規則になるのですね。支所及び出張所の施行規則、支所長は、上司の命を受け、支所の事務を云々と、こうなっている。第8条にはまた同じようなことが書いてあって、例えば今回示してくれた、これは規則かな、全部改正の規則の中で、例えば14ページです。金井地区のいわゆる支所、金井地区支援室については、(5)で支所、行政サービスセンターの連絡調整に関することをやることになっている。つまり総務部の中において、各支所と行政サービスセンターをこの金井地区の支援室が連携調整などをやっているということなのですか。そうなりはしませんか、これ。総務部において。なおかつ規則を見ても、今回兼務なのか、充てることになったのか、どういうことになったのかわからないけれども、各地区の教育事務所長を支所長とセンター長

が兼務するというのは全くどこにも出てきていない。曖昧にやると、またいろんな不祥事の問題やいろんなことが私は起きると思うのです。その辺はどういうふうに整理をされているかということのをさっきから聞いているのです。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） お答えさせていただきます。

今回の条例改正に伴いまして、6月1日付で規則の改正もいたしております。その詳細は、議案関係資料集のほうに新しい規則案を載せておりますが、この規則も今回の条例改正によって、5月31日と6月1日、どのように違うかということ、部制の廃止に伴いまして、内部組織の改正、第3条の規定の改正等を行っておりますが、支所、行政サービスセンターの捉え方については規則上も5月31日と6月1日は違いはございません。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 相変わらずかみ合いません。では、具体的に聞きますよ。今回変えるという規則、14ページ、総務課の中にあつて、金井地区支援室というのがあります。これは、いわゆる支所機能です。その（5）、さっきも言いましたが、支所、行政サービスセンターとの連絡調整に関するということになると、総務部の中における金井地区の支援室がほかの地区との連絡調整に関することをやるというふうにとるのが普通ではないですか。同じように、これは変えていないと思うのです。ホームページ上でしか我々例規集持っていないので、見ますと、先ほども言いましたが、兼務をするという教育事務所の組織規則の中では、先ほども言いましたが、教育事務所長は、課長の命を受けて、教育事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するということになっているのではないですか。これがセンター長の任務に加わったのですよ。支所長の任務に加わったのですよ。前も言いましたが、全国社会教育関係では政治部局と教育委員会というのはきちんと分けてやるべきだという流れもあるということもご紹介してありますが、これはどこに書いてあるのですか。それとも、適当にやりなさいよということなのですか。今までは、教育事務所は4つ、今回は10にしたのですよ。10にして、10のセンター長と支所長がこういった規則に基づいてやるのだけれども、やりようがないではないですか。そういうことを聞いているのです。

ついでに聞いておきます。教育委員会にももう一つお尋ねをしておきます。教育委員会については、組織については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第17条第2項によって、規則で定めるということにはなっているのですが、他市を見ると、教育委員会の組織条例というのがあるのですが、佐渡市にはあるのですか。

○議長（猪股文彦君） どちらから先に説明しますか。

藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） お答えいたします。

議案の審議でございますので、今回の6月1日付の条例の改正に関しまして、規則については、今お話のあった部分は特に変更はしておりませんが、これまでも、議案の審議でございますので、議案改正に関係するところでご答弁申し上げますと、4月1日にさかのぼりますけれども、4月1日時点で地区教育事務所をこれまでの4カ所から10カ所に拡大して、それぞれの支所長、行政サービスセンター長が兼務をするという形で行いましたけれども、これはこれまでも再三お伝えしてまいりましたけれども、地域

にかかわる部分を一体、連携して行うとともに、地区教育事務所、今まで4カ所しかございませんでしたが、ガバナンスを強化すると、いろいろ支払い遅延等の問題もありましたので、そういうところのガバナンス強化も含めまして、支所長、行政サービスセンター長が統一して見ていくという形をとるということにしております。ただ、地区教育行政が推進されるために地区教育係はきちんと担当係長を置いて、しっかりその部分をやっていくということは以前と変わらないということでご説明したところは、これまでと変わっておりません。いずれにいたしましても、これは6月1日改正にかかわる部分ではございません。

○議長（猪股文彦君） 渡邊教育委員会教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（渡邊裕次君） 教育委員会の組織体制についてご説明いたします。

教育委員会の事務局の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び同法律の施行令に基づき、教育委員会事務局組織規則としてもろもろの規定をしているということでございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） もう3回終わりました。

〔「議事進行だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今の答弁おかし過ぎますよ、議長。組織条例だけれども、条例に連なっていて、そのことがどうなっているかと聞いているのに、一切答えていないではないですか。この答弁で審議できませんよ、議長。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君は総務文教常任委員会であります。総務文教常任委員会でさらにこの議論を詰めてください。

ほかにございませんか。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） よろしくお願ひします。済みません。ちょっと経験が浅いもので、初歩的な質問からさせていただきたいと思ひます。

これが議員発議でこういう形に戻ったということをお伺ひしたわけですが、この行政組織のあり方で、住民にとってはいわゆる各行政サービスセンターのセンター長のあり方ということが住民にとって一番それぞれの支所、それぞれの地域を総括する意味で重要な位置づけではないかなというふうには個人的には考えております。今回いただいた組織条例の関係資料の中にセンター長というのがちょっと見当たらないのですけれども、この各行政サービスセンターのセンター長の組織というか、関連する係というのはどこにあるのか、そしてそのセンター長の位置づけというのはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） お答えいたします。

先ほど来出ております、今回条例改正に伴いまして、佐渡市行政組織規則を全面改正いたしております。その中で第13条という規定を設けておりまして、議員の皆さん方に配付した議案関係資料集では12ページになりますが、その第13条に佐渡市支所及び出張所設置条例別表に定める両津支所、相川支所、羽茂支所並びに佐和田行政サービスセンター、新穂行政サービスセンター、畑野行政サービスセンター、真野行政サービスセンター、小木行政サービスセンター及び赤泊行政サービスセンターの組織、分掌事務、職制等については、別に定めるといふふうに規則で定めております。この規定は、以前とは変わっておりませんが、この規定に基づいて、別に定めがございますが、詳細については総務課長から説明いたします。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務部総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

今ほど副市長が言われたとおり、支所、行政サービスセンターにつきましては、支所及び出張所の設置条例というもので別に定めております。そこで行う業務につきましては、規則のほうで各係等の業務等を定めております。

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 済みません。条例上は、この12ページに書いてあるとおりだと理解しておりますけれども、いただいた関係資料のこのいわゆるフローの中にどういった形で入るのかというのが自分の質問の趣旨なのですが、それからセンター長のそれぞれの仕事の権限とか、その辺について一応お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つですけれども、これに伴う今後、本日これがもしも、もしもの話かもしれないですけれども、可決された場合、それに伴う人事を行うのか、それと報酬に、いわゆる職員の給与に関する予算の変更はあるのか、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） お答えいたします。

支所、それから行政サービスセンターのあり方についてでございますが、支所は現在3カ所、両津、相川、羽茂とございます。それから、行政サービスセンターについては残り、金井本庁を除いた旧町村にございますが、支所については住民対応の課、係、それから地域支援係のほかに、産業系、建設系、上下水道系、それから保健師たちの保健福祉の係がございます。行政サービスセンターについては、市民の行政サービスにかかわる係、それから地域支援係がございまして、それ以外の支所にある係は特にございません。そういう違いが支所と行政サービスセンターにはございます。

それから、今、予算の話がございましたが、今回4月、5月と、部長は課長が兼務する、あるいは副市長が兼務するというので、独立した部長を置いておりませんので、この条例改正によって人件費の違いというふうなことは特になくというふうに考えております。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） 条例改正ですから、条例に明記するものではありませんけれども、この体系の変更によって、庁議メンバーというのはどういうふうになるのですか。

- 議長（猪股文彦君） 三浦市長。
- 市長（三浦基裕君） 庁議メンバーは、課長及び支所長、行政サービスセンター長、そして教育委員会の課長職、教育長以下課長職の皆さん、さらに両津病院の管理部長等々でございます。基本的に部長という役職の方が従来の庁議メンバーから消滅するだけで、ほかは一切変わっておりません。
- 議長（猪股文彦君） 祝優雄君。
- 18番（祝 優雄君） これは、総務文教常任委員会ですっきり協議していただきたいのですが、庁議メンバーの中に支所長が入るのですか。私そういう庁議というのは初めて聞くのですが。
- 議長（猪股文彦君） 藤木副市長。
- 副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） 庁議につきましては、毎月1回開催しておりますが、支所長、行政サービスセンター長もメンバーとして加わっていただき、各地域の状況についても市の幹部全員で情報共有するという観点から、支所長、行政サービスセンター長もメンバーに加わって庁議を行っております。
- 議長（猪股文彦君） 祝優雄君。
- 18番（祝 優雄君） そうすると、先ほどから支所の関係の質問が出ていますよね。今までの説明とまた変わってきますよ。そうすると、きちとした明記をしないと、組織体系の中に命令系統をきちとしておかないと、行政サービスセンター長や支所長が庁議メンバーだとすれば非常に重要なことなのです。ですから、そのことは今後総務文教常任委員会ですっきり審査してください。
- 議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。
- 議案第54号についての質疑を終結いたします。
- 議案第55号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。
- 議案第55号についての質疑を終結いたします。
- ただいま議題となっております議案第54号及び議案第55号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。
- ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。
- 午前10時34分 休憩
-
- 午後 2時40分 再開
- 議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

日程第6 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第54号、議案第55号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第54号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、本年6月から市の組織について部制から課制へ移行するため、佐渡市行政組織条例の全部を改正し、あわせて関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ478万2,000円を追加するものであります。内容は、佐渡市議会議員補欠選挙等に伴い、議員報酬及び政務活動費などの経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第54号 佐渡市行政組織条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井真理さんの質疑を許します。

荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 2つのことについて質問させていただきます。

けさほどの本会議でも市長のほうに質問させていただいたのですけれども、この部制を課制に組織改正するということは、行政としてはとても大きな変化だと思います。この大きな変化をさせるに当たって、これ目的があると、当然目的があると私は考えるのですけれども、それを委員会としてはどのような目的があると理解したのか、これが1点です。

2つ目は、この部制廃止を市が考えるのに十分な時間があつたと思います。12月議会で議決され、3カ月余り時間があつた。この間に何を議論していたかということ委員会として把握されましたか。この2つをまずお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、荒井議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目ですが、この目的は何であると理解したかという質問ですけれども、委員会が理解をという質問ですと、委員会は別にその理解云々ではなく、これについては執行部の問題でありますので、その辺の理解というのがちょっと質問がよくわかりませんが、今までの流れですと、部制を廃止して課制にしないという議会のほうの意見であります。

2番目の部制の廃止を市が考えるのに十分な時間があつたかと思うがという、12月の議決以降議論した

ことの把握ですけれども、一応当委員会としましては、12月の定例会で発議案が出て、通っておりますので、その後につきましては早急に条例改正をするものと思っておりますので、その辺の審議はしていません。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 前回、平成22年度の3月議会で、部制を課制に直すというくだりがありました。そのときには、なぜ部制をやめて課制にするかと、その目的、組織改正の目的は何かということは明確だったのです。そうすると、今回も、逆にまた部制を課制にするということについては、目的があってしかるべきだということ、この点はやはり委員会としてきちんと何がしかの目的というのは把握されたのではないかと私は思うのですが、もう一度この点についてお聞きしたいと思います。逆に言ったら、執行部は今回の改正について、この目的は何であるということを市民に報告するのかということをお聞かせください。どのように把握されたのかということです。

それから、12月議会で決議されてから早急にするものということを考えて、そのように理解されたということなのですが、この間、時間が十分にあったということなので、私は、では市民にもいろいろ相談をしているのかなと、執行部は、何に時間がかかっているのかなと思うのですが、市は市民と意見交換するような時間をとったりしていたのか、この間の議論の中身というのを審査されていますか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） では、お答えをいたします。

まず、先ほど荒井議員平成22年と言いましたが、間違い、平成30年12月です。平成22年とたしか言ったようですが、平成22年度。

〔「部制を課制にした」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、お答えしますが、これ、当委員会としては、発議案の中に、部制導入から間もなく2年を迎えようとしているが、単に屋上屋を架したにすぎない、所期の目的が達成されていないので、課制に戻すべきであり、早急に部制を廃止することを強く求めるということで発議案が全会一致で通っておりますので、私どもはそれがいつ廃止の条例が出てくるかということのを待っていたということで、それまでの間の動向というような審議はいたしていません。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 朝の本会議での質問に対しても、特に何が目的ということもなかったですし、今審査の中でもそういうものは明確にならなかったのだなということがわかりました。本来このような改正というのは、6月ではなくて、4月、新年度が始まる時に行うべきだと私は考えています。これについて何も委員会のほうで意見がついていませんけれども、こういう大きな組織改正をするときに、6月でもいいのだという理解で、委員会は何も意見をつけなかったのか、私はつけるべきだったと思いますけれども、このような時期の改正はいいと委員会でご判断されたのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それにつきましても、平成30年12月議会で発議案第13号、全会一致でこれは可決されております。その中で、提出者、近藤議員、賛成者に荒井議員もおりますので、これは早急に、早く部制を廃止するのだということとずっと待っておりましたので、その辺の意見もつけずに、

やっと出てきたのかなというような感じで、審議のほうはしておりません。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第54号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第54号 佐渡市行政組織条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第54号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第5号

○議長（猪股文彦君） 日程第7、発議案第5号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第5号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年5月14日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	〃	金 田 淳 一
	〃	竹 内 道 廣
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	中 村 良 夫
	〃	坂 下 善 英
	〃	渡 辺 慎 一
	〃	山 田 伸 之

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例
 佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2項の表所管の欄を次のように改める。

所管
議会事務局、総務課、防災管財課、税務課、 企画課、財政課、会計課、教育委員会、選挙 管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委 員会及び消防本部の所管に属する事項並びに 一般会計予算に関する事項及び他の常任委員 会の所属に属さない事項
市民生活課、社会福祉課、子ども若者課、高 齢福祉課、環境対策課、両津病院及び相川病 院の所管に属する事項
世界遺産推進課、地域振興課、交通政策課、 農林水産課、農業政策課、観光振興課、建設 課、上下水道課及び農業委員会の所管に属す る事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、この条例による改正後の佐渡市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

本案は、本年6月1日から行政組織が部制から課制へ移行されることに伴い、常任委員会の所管の名称を改めるものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第5号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年第3回5月佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 広 瀬 大 海

署 名 議 員 稲 辺 茂 樹